【保存版】

PTA規定類集

（ 会則 ・ 内規 ・ 細則 ）

令和5年2月改定

お願い

※資源の有効活用のため、変更のない限り1回の発行とします。

※各自で大切に保管して下さい。

※総会には、総会議案書と併せてご持参下さい。

西宮市立山口中学校ＰＴＡ

西宮市立山口中学校ＰＴＡ　会則

第１章 総　則

第１条　（名称）

１．本会は、西宮市立山口中学校PTAと称し、事務所を西宮市立山口中学校内に置く。

第２条　（目的）

１．本会の目的は、次のとおりとする。

（１）地域社会との緊密な連携のもとに、会員相互が協力してあらゆる場における教育と教育環境の改善に努め、生徒の幸福な成長を図ること。

（２）たえざる研修実践をとおして、会員相互間の教育についての理解を深めると共に、会員自らの向上及び社会生活における民主的な市民の生活の育成に努めること。

第３条　（会員）

１．本会は、西宮市立山口中学校（以下「本校」という）に在籍する生徒の保護者（以下「保護者会員」という）と本校に勤務する教職員（以下「教職員会員」という）とで構成する任意の団体である。

第４条　（会員の権利義務）

１．本会の会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

（１）権利とは、議決権のことを意味する。議決権は、保護者会員においては、１単位（１世帯）あたり１議決権とし、教職員会員は、１単位あたり１議決権とする。（集会の成立並びに議決にあたっての数の算定はこれによる）

（２）義務とは、会費納入のことを意味する。保護者会員においては、１世帯１単位として会費を納入し、教職員会員は、１人１単位として会費を納入する。

第５条　（会費）

１．本会の会員は、次に定めた会費を納入しなければならない。また、保護者会員においては、１世帯１単位として会費を納入する。

（１）会費は、年会費とし、会員となった時期に応じて次の金額と定める。

①1学期当初から会員であった者　2,000円

②9月30日までに会員となった者　2,000円

③10月1日以降に会員となった者　1,000円

（２）会費は、最初の校費納入日にその金額を納めなければならない。転出入については、9月30日までの転入は2,000円、10月1日以降の転入は1,000円を徴収し、9月30日までの転出は1,000円を返金、10月1日以降の転出は返金できない。

（３）経済的な諸事情等により会費の納入が困難な会員について、会長は総務役員会において協議のうえ、必要に応じて会費の分納または減額、もしくは免除することができる。

第６条　（事業）

１．本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

（１）生徒の健康増進、安全の確保に関する事業。

（２）生徒の福祉と愛護補導に関する事業。

（３）家庭と学校との連携協調に関する事業。

（４）地域社会及び社会教育団体との連携に関する事業。

（５）教育を受けやすい環境の整備充実に関する事業。

（６）会員相互の研修及び親睦に関する事業。

（７）その他第2条の目的を達成するために必要な事業。

第７条　（運営の原則）

１．本会は、次の活動を行ってはならない。

（１）特定の政党や宗教の支持または普及に関する活動。

（２）本会または本会の会員の名において公職の選挙の候補者を推薦する行為。

（３）もっぱら営利を目的とする事業を行う行為。
（４）学校の人事その他学校長の管理運営に関する固有の専権事項について干渉する行為。
（５）本校に関連する一切の名簿及び連絡網等の外部公開に関する行為。

第２章 組　織

第８条　（役職委員）
１．本会における役職委員は、次のとおりとする。
（１）総務役員
（２）地区委員、学級委員
（３）外部派遣委員
（４）会計監査委員
（５）顧問

第９条　（総務役員の種別及び選任）
１．本会における総務役員の種別は、次のとおりとする。
（１）会長　　1名
（２）副会長　　3名
（３）書記　　3名
（４）会計　　2名
２．総務役員候補者は、総会の承認を得て選任する。

第10条　（総務役員の職務）
１．会長は、本会を代表し、会務を総括する。
２．副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。
３．書記は、総会や運営委員会等の議事及び本会の活動に関する重要事項を記録し、また本会の庶務を行う。
４．会計は、本会の会計事務を行う。

第11条　（総務役員の任期）
１．総務役員の任期は、定時総会から翌年の定時総会までとし、再選を妨げないものとする。ただし、欠員が生じた場合の補充により就任した総務役員（以下「後任者」という）は、前任者の残任期間とする。
２．総務役員は、辞任した場合または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
３．総務役員が中途辞任した場合、後任者の承認は、委員総会の構成員に書面で通知し、その構成員の２分の１以上の承認において成立する。また本会の会員には書面にて報告する。

第12条－１　（地区委員）
１．地区委員の選出及び職務は次のとおりとする。
（１）地区委員は、地区ごとに保護者会員より運営委員会の定める人数を選出し、本会の所定の実行機関に所属する。
（２）地区委員は、地区PTAの主宰や地区委員相互の連絡調整にあたるとともに、地区の生徒の愛護活動を推進する。
（３）原則として地区委員は、地区ごとに地区委員の中から地区長１名と副地区長１名を選出する。地区の事情によりこの限りではない。
（４）原則として地区内の家庭数が５世帯以下の場合、地区委員の選出を１名にできる
但し、該当地区は地区長の他に補欠１名を選出することとする。尚、増員が必要な場合は、それを妨げない。また、青愛協委員を派遣している地区は、１０世帯以下で対象とする。地区の事情によりこの限りではない。
（５）地区長は、地区を統率するとともに地区会員の総意を地区活動部会に反映する。副地区長は、地区長を補佐し、地区長が不在のときは、その職務を代行する。
尚、副地区長が不在の地区は、地区長が委員活動を行えなくなった場合、補欠が委員交

代できるものとする。
（６）各地区の地区長は、地区長の中から地区活動部部長１名と副部長１名、書記１名を選出する。
（７）地区活動部部長は、地区会員の総意を運営委員会に反映する。副部長は、部長を補佐し、部長が不在のときは、その職務を代行する。
（８）地区委員の任期は、１学校年度とする。

第12条－２（外部派遣委員）
１．地区委員選考に際し、外部派遣委員を選出する。外部派遣委員は次のとおりとする。
（１）青少年愛護協議会委員
①北六甲台小学校区青少年愛護協議会への派遣委員は同校区内から各地区１名ずつの合計２名とし、その２名を同協議会役員として派遣する。
②山口・船坂校区青少年愛護協議会への派遣委員は同校区内からの各地区１名ずつの合計５名とし、担当総務役員は同協議会への役員として派遣する。
③各協議会の派遣委員の任期は１年とする。
（２）青少年補導委員
①北六甲台小学校区青少年補導委員会への派遣委員は、同校区内から１名とする。
②山口・船坂校区青少年補導委員会への派遣委員は、同校区内から１名とする。
③各補導委員会への派遣委員の任期は２年とするが、３学年保護者や、やむをえない場合は例外とする。
第13条　（学級委員）
１．学級委員の選出及び職務は次のとおりとする。
（１）学級委員は、学級ごとに保護者会員より４名を選出する。
（２）学級委員は、学級会員相互の連絡調整にあたるとともに、所定の実行機関に分かれて所属し、活動を推進する。学級PTAを主宰し、学級全員の教養や意識の向上に努める。
（３）各学年部の学級委員は、各学年部委員の中から部長１名と副部長１名を選出する。
（４）各学年部部長は、各学年部委員の総意を運営委員会に反映する。副部長は、部長を補佐し、部長が不在のときは、その職務を代行する。
（５）各専門部の学級委員は、各専門部委員の中から部長１名と副部長１名を選出する。
（６）各専門部部長は、各専門部委員の総意を運営委員会に反映する。副部長は、部長を補佐し部長が不在のときは、その職務を代行する。
（７）学級委員の任期は、１学校年度とする。
第14条　（会計監査委員）
１．本会の会計を監査するための会計監査委員を置く。
２．会計監査委員は、保護者会員から２名と教職員会員から１名を選出し、総会の承認を得て選任する。
３．会計監査委員の任期は、定時総会から翌年の定時総会までとし、再選を妨げないものとする。
第15条　（顧問）
１．本会における顧問は、次のとおりとする。
（１）学校長、教頭は、本会全体の顧問として各種の会合等に出席し、意見を述べることができPTAと学校相互の調整にあたる。
（２）学級担任教員並びに学年代表教員は、それぞれの学級ないし学年顧問として保護者委員への助言にあたる。
（３）本会の実行機関である各種専門部及び各地区に教職員会員より担当の顧問を定め、運営に協力し助言する。
（４）前会長は、特別顧問として必要に応じて会長の相談役になる。

第３章 会　議

第16条 （会議）

１．本会の会議は、次のとおりとする。

（１）PTA総会

（２）委員総会

（３）運営委員会

（４）総務役員会

（５）各部部会

（６）役員選出委員会

（７）特別委員会

第17条 （PTA総会）

１．PTA総会は、本会の会員全体によって構成された本会の最高議決機関とする。

２．PTA総会は、定時総会と臨時総会とする。

３．定時総会は、毎年年度初めに開催し、次の事項を議決する。

（１）前年度事業報告及び収支決算報告の承認

（２）本年度役員の承認

（３）本年度事業計画案及び収支予算案に関する議決

（４）その他本会の運営に関する重要な事項

４．臨時総会は、会長が必要と認めたとき、会長がこれを招集し、総会の目的たる事項及びその内容・日時並びに場所を示して、開会の日の１週間前までに文書をもって通知しなければならない。

５．議決権は、１単位（１世帯）あたり１議決権を有するものとする。（集会の成立並びに議決にあたっての数の算定はこれによる）

６．PTA総会は、委任状を含む構成員の５分の１以上の出席により成立し、議決は、出席者の議決権数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

７．PTA総会の議長は、その総会において、出席した本会の会員の中から選任する。

第18条 （委員総会）

１．委員総会は、運営委員会が必要と認めたときに、会長がこれを招集し、必要事項を協議する。

２．委員総会の構成員は、全役職委員とする。

３．委員総会は、委任状を含む構成員の２分の１以上の出席により成立し、議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４．委員総会の議長は、会長または会長の指名する者とする。

第19条 （運営委員会）

１．運営委員会の構成員は、次のとおりとする。

（１）総務役員

（２）地区活動部部長

（３）各学年部部長

（４）各専門部部長

（５）各部顧問

２．運営委員会は、本会の目的達成のため必要な計画を立て、またその実行や運営の調整にあたる。

３．会長が必要とするときは、各地区長を招集することができる。

４．運営委員が欠席するときは、代理の者による出席、または委任状を提出する。

５．運営委員会は、構成員の２分の１以上の出席により成立し、議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

６．運営委員会の議長は、会長または会長の指名する者とする。

第20条　（総務役員会）

１．総務役員会は、総務役員により構成する。

２．総務役員会は、会長がこれを招集し、PTAの様々な課題を全般的に検討し、運営委員会や臨時総会の議案を策定する。

３．総務役員会は、構成員の２分の１以上の出席により成立し、議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４．総務役員会の議長は、会長または会長の指名する者とする。

第21条　（各部部会）

１．本会の目的を達成するために必要な事項を実施する機関として、「地区活動部」「学年部」及び「専門部」に所属する「広報部」「保健体育部」「人権教養部」及び特に会長が必要と認める場合はそれら以外の部会を置く。

２．各部の部長及び副部長は、それぞれの部員の中から互選する。

３．各部部会は、それぞれの構成員の２分の１以上の出席により成立し、議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４．各部部会の議長は、部長または部長の指名する者とする。

第22条　（役員選出委員会）

１．本会の保護者会員から選出する総務役員・補導委員及び保護者会員から選出する会計監査委員の選出に関する事務を執行する機関として役員選出委員会を「総務役員・補導委員選出に関する内規」に基づき設置する。

第23条　（特別委員会）

１．臨時事業または緊急課題等が発生した場合、これに対応する任務をもつ特別委員会を設置することができる。

２．特別委員会は、委員総会での議決をもって設置・廃止を決定する。

３．特別委員会の設置に際しての細則は、その都度別に定める。

第４章 会　計

第25条　（経費）

１．本会の経費は、会費・寄付金及びその他の収入をもって充てる。

第26条　（予算及び決算）

１．本会の収支予算は、定時総会において決議された予算に基づいて行い、収支決算は、会計監査を経て定時総会に報告し、その承認を得なければならない。

第27条　（会計年度）

１．本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第28条　（諸帳簿）

１．本会は、次の帳簿を備え、会員の求めがあれば臨時閲覧に供さなければならない。

（１）会計簿

（２）その他必要帳簿

第５章 改　正

第29条　（改正）

１．この会則の改正及び廃止は、定時総会において出席者の議決権数の３分の２以上の賛成を要する。

２．改正の発議は、運営委員会の議決によるか、または会員の10分の１以上の賛同によるものとし、いずれも書面で改正案を会長に提出しなければならない。

３．改正案は、定時総会開催日の１週間前までに全会員に通知しなければならない。

第30条　（細則及び内規）

１．本会則実施上、別に細則及び内規を定めることができる。

２．細則または内規の制定及び改廃は、運営委員会の議決によるものとする。

付則

（１）本会則は、昭和54年4月1日より実施する。
（２）昭和58年 5月 2日　一部改正
（３）昭和59年 5月 2日　一部改正
（４）昭和63年 5月 6日　一部改正
（５）平成元年 5月 2日　一部改正
（６）平成 2年 5月 9日　一部改正
（７）平成 3年 5月 7日　一部改正
（８）平成 4年 5月 7日　一部改正
（９）平成 5年 5月　日　一部改正
（１０）平成11年 5月12日　一部改正
（１１）平成12年 5月 2日　一部改正
（１２）平成13年 5月 2日　一部改正
（１３）平成14年 5月23日　一部改正
（１４）平成16年 5月18日　一部改正
（１５）平成17年 5月17日　一部改正
（１６）平成21年 6月 5日　一部改正
（１７）平成24年 5月16日　一部改正
（１８）平成25年 5月19日　一部改正
（１９）平成29年 5月19日　一部改正
（２０）令和 4年 5月25日　一部改正
（２２）令和 5年 2月24日　一部改正

総務役員・補導委員選出に関する内規

西宮市立山口中学校 PTA 会則（以下「会則」という）付則（１）に基づき、会則第 9 条の総務役員及び会則第 14 条の会計監査委員を選出するため、会則第 22 条に関し次のとおり内規を定める。

第１条（目的）

１．西宮市立山口中学校PTAの総務役員・補導委員及び会計監査委員を公正に選出することを目的とする。

第２条　（役員選出委員会）

１．前条の目的達成のため、役員選出委員会を設置する。

（１）２学期中に役員選出委員会を設置する。

（２）役員選出委員会の構成員は次のとおりとする。

①各学年部より若干名

②当該年度総務役員より１名

（３）第１回役員選出委員会は、会長が招集する。

（４）役員選出委員の中から委員長１名と副委員長１名、及び書記１名を互選により選出する。

第３条　（総務役員候補・補導委員及び会計監査委員候補の推薦）

１．役員選出委員会は、次の候補を保護者会員の中から推薦する。

（１）会長　　１名

（２）副会長　　３名

（３）書記　　３名（教職員会員の書記を除く）

（４）会計　　２名

（５）会計監査委員　２名（教職員会員の会計監査委員を除く）

（６）地区補導委員

第４条　（総務役員・補導委員及び会計監査委員の決定）

１．総務役員・補導委員候補は、次年度のPTA総会で承認を得て、役員として決定されるものとする。

２．会計監査委員候補は、前項で決定した会長が指名し会計監査委員として決定されるものとする。

付則

（１）この内規は平成 2年 4月 1日より実施する。

（２）改定した内規は平成12年 4月 1日より実施する。

（３）改定した内規は平成14年10月23日より実施する。

（４）改定した内規は平成21年 6月 5日より実施する。

（５）改定した内規は平成23年 4月 1日より実施する。

（６）改定した内規は平成28年 4月 1日より実施する。

（７）改定した内規は令和 4年 4月 1日より実施する。

（８）改定した内規は令和 5年 2月24日より実施する。

慶弔事項に関する内規

西宮市立山口中学校 PTA 会員及びその家族の慶弔事項に関し次のとおり内規を定める。

第1条
1．保護者会員、生徒、教職員会員について慶弔事項のあるときは、次の各号に定めるところにより、慶弔意を表するものとする。
（1）本人が死亡の場合、御香料10,000円と供花（榊一対またはそれに代わるもの）。
（2）会長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。
（3）慶弔を受けたものは、返礼に及ばない。
付則
（1）この内規は平成 2年 6月15日より実施する。
（2）改定した内規は平成 3年12月10日より実施する。
（3）改定した内規は平成13年11月28日より実施する。
（4）改定した内規は平成21年 4月 1日より実施する。

交通費の支給に関する内規

西宮市立山口中学校 PTA の活動に伴う交通費に関し、支給基準を次のとおり定める。

第1条 （支給の対象）
1．会員が役員会または運営委員会の承認を得てPTA活動のために校外へ出張したときや、校外のPTAに関する研修・会議等の活動に参加するときは、PTA会計より交通費を支給する。
第2条 （支給額）
1．自宅最寄駅から目的地までの最短往復公共交通機関利用料金を全額支給する。
2．万一、車利用にて交通事故等が発生した場合でも、PTAとしてはその責任を一切負わない。
付則
（1）この内規は平成 4年 4月 1日より実施する。
（2）改定した内規は平成12年 4月 1日より実施する。
（3）改定した内規は平成13年11月28日より実施する。
（4）改定した内規は平成14年10月23日より実施する。
（5）改定した内規は平成21年 4月 1日より実施する。

標準服等選定委員会細則

第１条　（名称）

１．この細則は、西宮市立山口中学校PTA会則の規定に基づき、「標準服等選定委員会」（以下「選定委員会」という）を定めるものである。

第２条　（目的）

１．選定委員会は、標準服等、学校が全生徒を対象として指定する用品の選定を行う。

第３条　（組織）

１．選定委員会は第４条に定める役員と、運営委員会が承認した委員によって成立する。選出委員会のもとに制服委員会を置き、選定に必要な条件の検討ならびに選定のための推薦を行う。

第４条　（役員）

１．選定委員会には次の役員を置く。

（１）委員長　　１名　　（PTA会長）

（２）副委員長　　１名　　（学校長）

（３）幹事　　若干名　（会長以外の総務役員、教頭、教務、生徒指導担当）

２．選定委員会は、役員の２分の１以上の出席により成立し、議決は、出席者の３分の２以上をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第５条　（役員の職務）

１．委員長は、選定委員会を代表し、会務を統括する。

２．副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代行する。

３．幹事は、標準服等指定用品の選定についての一切の事務的手続きを行う。

第６条　（指定用品の選定及び販売業者の決定）

１．標準服等指定用品の選定及び販売業者の決定は、制服委員会が複数の販売業者からの見積書をもとに、価格・品質・縫製・デザイン等を勘案して推薦し、選定委員会の採決により決定する。

２．決定した販売業者（以下「指定業者」という）は、付属の「約定書」を選定委員会に提出する。

３．原則として指定業者に特別な事情や価格の高騰・約定書違反等がない限り、最低３年間は販売業者の変更は行わない。

第７条　（販売方法等）

１．標準服等指定用品の販売は、指定業者に一切を委託し、その指定業者が行う。本校及び本校PTAは、一切関与しないものとする。

付則

（１）この細則は平成17年 5月17日より実施する。

（２）改定した細則は、平成21年 6月 6日より実施する。

（３）改定した細則は、令和元年 5月17日より実施する。

約定書

西宮市立山口中学校標準服等指定業者として、以下のとおり履行します。

指定商品名	
仕　　様	

1．指定された販売日時、納品日時を厳守します。
2．指定用品の品物については、入札時の品質、メーカーと同一のものを納入します。
3．注文書を間違えたとき、または不良品のあった場合は、速やかに交換します。
4．契約期間は下記の通りとします。ただし、下記期間内であっても見積もりは１年ごとに提出いたします。違反した際は、都度契約を変更されることを承知いたします。
　　自　　年　　月　　日
　　至　　年　　月　　日
5．学校、PTA、指定業者相互の迷惑になることはいたしません。

上記事項に違反したときは、指定を取り消されても異議申し立てはいたしません。
また、その際に残された全ての清算は指示通り履行いたします。

年　　月　　日

西宮市立山口中学校標準服等選定委員会殿

指定業者　　住　　所
　　商　　号
　　代表者名　　印
　　電話番号